

令和3年6月16日

大阪府知事
吉村 洋文 様

公益社団法人大阪府柔道整復師会
会 長 徳山 健司

要 望 書

「療養費取扱い従事者等に対する新型コロナワクチン優先接種のお願い」

1 現状と課題

大阪府内は、新型コロナウイルス感染症が、第二波、第三波を大きく上回る速度で急拡大し、急激な重症者の増加により医療提供体制は非常にひっ迫し「緊急事態宣言」が発令されるなど、極めて厳しい状況が続いております。しかしこのような中でも、地域医療に携わる療養費取扱い従事者（柔整・鍼灸・あん摩マッサージ師）は、日々の施術、機能訓練指導、介護、福祉など、あらゆる分野での活動を行い地域医療に貢献させて頂いております。しかし市中には現在、感染力や重症化のリスクが従来とは異なる変異株の急速な拡大が懸念されており、業務上、身体への接触が避けられない療養費取扱い従事者は、極めて厳しい環境下にあります。そこで、下記の要望理由と共に新型コロナワクチンの療養費取扱いの従事者に対する優先接種を強く要望させていただきます。

2 要望理由

- ① 施術、機能訓練指導、介護、福祉など、身体への接触が避けられない業種であり、さらに自粛生活が長引いていることから、様々な疾患を抱えた患者が増え、施術を要望していることから安心して施術やサービスを受けて頂く環境が急務なため。
- ② 東京都が独自に設置する新型コロナワクチン接種の大規模接種枠に、警察、消防関係者に加え、柔道整復師、はり師、きゅう師等の療養費取扱いの従事者が追加されたため、同じく大阪府にも追加を希望するため。

- ③ 柔道整復施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、全日本鍼灸マッサージ師会 スポーツ・災害対策委員会が作成、新型コロナウイルス感染防止ガイドラインなどにに基づき適切な施設運営を療養費取扱いの従事者が行っているため、クラスター等が発生していないこと。

3 要望事項

- ① 療養費取扱い従事者（柔整・鍼灸・あん摩マッサージ師）に対する新型コロナワクチン接種の優先接種。
- ② 療養費取扱い従事者（柔整・鍼灸・あん摩マッサージ師）の施術所や施設に勤務するスタッフに対する新型コロナワクチン接種の優先接種。

以上の者への新型コロナワクチン接種券の迅速な配布を市町村へご指示頂きたく強く要望致します。

4 最後に

知事におかれましては日頃から、療養費取扱い従事者に対する公衆衛生事業にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。我々は、公益社団法人 日本柔道整復師会・一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会が作成した柔道整復施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、（公社）全日本鍼灸マッサージ師会 スポーツ・災害対策委員会が作成した新型コロナウイルス感染防止ガイドラインなど、新型コロナウイルス感染から施術者、スタッフや患者を守るための独自の取り組みなどの活動も行っており内閣官房ホームページの業種ごとガイドラインに登録され、それを遵守し施術、サービスを提供し続けております。

また、新型コロナウイルス感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るための大阪コロナ追跡システムの活用などを施術所内でアナウンスするなど、独自の活動も行っております。これからも地域医療に貢献するべく一致団結して、府民の健康保持増進のために事業を推進してまいりますので、要望の実現を何卒宜しくお願い致します。

連絡先：公益社団法人 大阪府柔道整復師会 担当 椿山（事務局長）

〒550-0004 大阪市西区靱本町3丁目10番3号

TEL 06-6444-4151 FAX 06-6444-4166 MAIL ojta@osaka-jyusei.or.jp